

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成29年3月22日認可した。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）長谷上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）美濃地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦山地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）里見裏地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）稗田北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川東上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下鯰越地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）常所地区